

氏名(本籍)	おお つか あき お	大塚章男(栃木県)
学位の種類	博 士	(法 学)
学位記番号	博 甲 第 2506 号	
学位授与年月日	平成13年3月23日	
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当	
審査研究科	経営・政策科学研究科	
学位論文題目	民事救済に関する外国経済関係法規の適用可能性	
主 査	筑波大学教授	博士(法学) 井原 宏
副 査	筑波大学教授	博士(法学) 春日 偉知郎
副 査	筑波大学教授	博士(法学) 山川 隆一
副 査	筑波大学助教授	博士(法学) 元永 和彦
副 査	筑波大学助教授	L.L.M 河野 真理子

論文の内容の要旨

旧来の国際私法学においては、適用対象の法規を公法と私法に分類し、公法には地域的適用範囲確定(域外適用、一方的抵触法アプローチ)、私法は準拠法選択(双方的抵触法アプローチ)というカテゴリカルな分類による方法がドグマとして存在していた。しかし、現代社会の複雑化・多様化およびグローバル化を反映して、公法と私法の領域の境界はますます不分明となってきたことから、最近では、公法の適用可能性について、さまざまな見解が主張され始めているが、いずれも概念的な段階にとどまり、また体系的なものとはいえ、準拠法選択の対象となる法規や選択の基準にまで踏み込んだ議論はほとんどなされてない状況にある。

本研究は、このような現代社会におけるボーダレスなビジネスの潮流や被害者救済の必要性などを踏まえて、外国経済関係法規の民事救済規定の適用理論について体系的な一般原則を探求するものである。

本論文は、介入規定法理に関する見解を含めて、日本の国際私法学における外国公法の適用・不適用に関する諸学説を関連する裁判例も対象として詳細かつ批判的な検討を行い、第三国の強行法規の適用に関するドイツの特別連結理論を取り上げて分析し、EC契約準拠法条約・スイス国際私法典の立方例を検討して、抵触法理論において公法と強行規定・介入規定との区別が無意味であることを論証する。

次いで本論文は、アメリカの抵触法理論である一方的抵触法アプローチと双方的抵触法アプローチに関する諸学説および関連判例を詳細に分析検討して、法適用の基準として採用される合理性の原則が、第三国法の抵触法的適用の問題にも妥当することを論証する。そして、具体的な経済関係法規における民事救済規定に関わるものとして、反トラスト法と競争秩序維持、不正競争防止法、証券法と反虚偽表示、労働法と雇用差別、環境法と安全という諸領域を題材として、アメリカの判例理論を中心としつつ、私人間の権利義務の調整を目的とする民事救済の範囲においてどのようにしてあるいはどの程度まで第三国の強行法規を適用することが理論的に可能であるかを具体的に検討し、立法例として、スイスの不正競争防止法・反競争制限法およびオーストリアの不正競争防止法を考察する。

以上の分析・検討を踏まえて、第三国の強行法規の適用に関する日本、アメリカおよびドイツにおける諸学説を批判的に分析し、特別連結理論およびアメリカの抵触法原則のバランス・テストの有用性を論証する。そしてそれらの理論的な成果を取り込みつつ、著者は、経済関係法規に基づく私人間の権利義務の調整をはかる民事救

済における準拠法選択アプローチについて、次のような独自の理論的な準拠法選択のルールないし法的枠組みの提示に到達する。

すなわち、外国経済関係法規の適用に関して、①各国に共通する「事項」や「目的」の存在、②内国社会との実質的な関連性、③アメリカ抵触法理論の「管轄権における合理性の原則」の比較考量ファクターに基づく内国関連性の判断、というプロセスを経て準拠法を選択する。

審 査 の 結 果 の 要 旨

①共通の「事項」や「目的」によって選択された個別のケースにおいて、内国関連性を判断するために上記の比較考量ファクターとして挙げられるどのような要素をどの程度の重みをもって具体的に評価すべきかは、実際上難しい問題であり、本研究における総論的・理論的考察を踏まえて具体的かつ理論的な基準を論証することが次の課題として期待される。

②外国経済関係法規の適用のために著者が提示する準拠法選択の理論的基準は、実際の裁判における適用においてはさまざまな現実的な障害や具体的な適用の困難などが現在の法制度の下では予想されるが、個別的なケースの現実の適用は本論文を越えた裁判における将来の問題と考えられる。

著者は、渉外弁護士としての実務経験から旧来のカテゴリカルな分類によるアプローチに根本的な疑問を感じ、さらにアメリカにおけるロースクールでの域外適用に関する研究の成果から、外国経済関係法規における私人間の権利義務関係の調整をはかる民事救済の分野については第三国法の抵触法的適用が可能ではないかと考えてこれを研究課題として設定している。

本論文は、外国経済関係法規の民事救済規定の適用可能性について、日本、アメリカ、ドイツ、スイスなどにおける関連する学説、判例および立法例を詳細かつ系統立てて分析、検討、批判して論旨を展開するというオーソドックスな方法に基づいて、十分な比較法的考察を経た論証がなされており、問題提起、論旨の展開およびその結論として筆者が提示する準拠法選択の理論的枠組みは独創的なものであり、国際私法学のこの分野における先進的なもので大きな貢献をなしうるものと評価できる。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。